

関東森林管理局仕様書

1 総 則

- (1) この関東森林管理局造林事業仕様書(以下「作業仕様書」という。)は、請負実施に係わる造林関係の各作業種の一般的な作業仕様を示すものであり、請負事業の全般に係わる一般的な事項は造林請負事業標準仕様書によるものとする。
- (2) これに示されていない事項及び特殊な作業については、別に定める特記仕様書によるものとする。
- (3) 特記仕様書に記載された事項は、この作業仕様書に優先するものとする。

2 薬 剤 散 布 (地 上)

- (1) 作業の内容
 - 薬剤の散布準備、混合、積み込み、散布の実施、確認及び後片付け等の一貫作業とする。
- (2) 資格要件
 - 事業の実施に当たっては、以下のいずれかの者を配置するものとする。
 - ① 事業実施箇所の地方公共団体が指定する研修を受けている者
 - ② 地方公共団体が認定する農薬管理指導士又は農薬適正使用アドバイザー
 - ③ 緑の安全管理士
 - ④ 技術士(農業部門・植物保護又は森林部門・林業)
 - ⑤ 樹木医又は松保護士
 - ⑥ ①～⑤に準ずると認められる薬剤や病虫害防除に関する資格を有している者、又は適切な研修を受講した者
- (3) 区域の表示
 - ① 散布区域は、立木にビニールテープ等を巻いて表示してある。
 - ② 請負者は、現地の表示と図面により確認すること。
- (4) 散布計画
 - ① 散布日程については地元の気象観測データとマツノマダラカミキリの発生予測に基づき、隣接民有林等と連携して行うこととしているため、それらの日程調整に基づいて計画を作成し、監督職員に提出して承諾を得ることとする。
 - ② 実施に当たっては、予め関係機関、関係団体と連携を図る一方、地域の住民に対しても関係機関と連携して、安全の確保等必要な事項の周知、徹底を図ることとする。

- ③ 雨天、濃霧、強風等の悪天候の場合は、順延の可否等について関係者と協議し決定することとする。

(5) 散布薬剤等

- ① 散布薬剤の種類、規格、数量、希釈倍率等は、別紙特記仕様書のとおりとする。
- ② 薬剤を河川等に流出させないようにすること。
- ③ 機材等の洗浄に当たっては、洗浄した水が河川等に流出しない場所で行うものとする。
- ④ 薬剤の空容器等は確実に回収すること。

(6) その他資材

薬剤の混合、各種安全管理等資材の内容及び設置箇所等は、別紙特記仕様書のとおりとする。

(7) 散布作業

- ① 一般的な散布は、送風噴霧装置(スパウタースプレーヤ)で実施することとし、マツの樹冠部全体にむらまきとならないよう、所定量を散布すること。
- ② 送風噴霧装置では薬剤が散布できないところや人家、公共施設、農産物生産場等に接近した箇所等についてはホースの引き回しによるノズルによる散布とする。
- ③ 人家、桑畑等の付近で散布するときは、薬剤の飛散流出状況を常にチェックし、被害が発生しないよう十分注意すること。
- ④ 降雨時、霧時、降雨直後、降雨が予想される場合並びに強風時等は、散布しないこと。

(8) 安全管理

- ① 森林病虫獣害防除に関する留意事項を遵守するほか、関係法令に従って、万全の対策を講じること。
- ② 危険を回避するため、関係者以外の区域内への立ち入りを禁止することとし、看板を設置するとともに出入り口には監視員を配置するなどの措置を講ずること。

薬剤散布（地上散布）特記仕様書

1 薬剤の仕様

品名 (例示)	原液量(ℓ)	希釈 倍率 (倍)	散布 面積 (ha)	散布量 (ℓ /ha)	総散布量 (ℓ)	回数
マツグリーン液剤 2	444	100	36.91	1,200	44,292	1

または同等のネオニコチノイド系殺虫剤(散布面積、回数は同様)。

2 交通に係わる誘導員の配置等

栃木県道 17 号那須高原線は交通規制が必要なため、交通誘導員を配置すること。なお、配置箇所については交通規制及び作業区域図のとおりとし、緊急車両及び報道関係車両の通行は妨げないこと。

3 散布作業に係る事項

- (1) 散布日は、気象庁栃木県黒磯観測所において、その年最初の「平均気温が 11 度を超えた日」から累積し「計算日の平均気温－11 度＋前日までの累積気温」が 320 度を超える直前とするため、累積気温を算出・予測し、発注者と協議して決定すること。
- (2) 散布は 1 日中に実施することとし、予備日を設定すること。
- (3) 作業については関東森林管理局仕様書「2 薬剤散布（地上）（7）散布作業」のとおりとする。なお、「マツの樹冠部」とは葉のついた枝を指し、樹高の高低を問わない。
- (4) 101 ほ林小班及び 101 と林小班は散布区域内に通学路があるため、通学時間前（午前 7 時 30 分前後）には散布を終了すること。
- (5) 噴霧器等の筒先は可能な限り国有林内に向け、人家等に飛散しないよう配慮すること。

4 CSF（豚熱）の感染拡大防止について

CSF（豚熱）の感染拡大防止のため、栃木県における CSF 対策を熟知して適切な対応に務めること。